

令和3年第1回高松市議会定例会提出予定議案（別途送付分）

1 高松市介護保険条例の一部改正について

〔R3.4.1から施行〕

令和3年度から令和5年度までの次期事業運営期間において、介護保険料率を区分する基準所得金額を改定する等のため、改正するもの

- (1) 令和3年度から令和5年度までにおける第7段階から第9段階までに該当する者に係る基準所得金額を次のように改定するもの

	現 行	改定後
第7段階	120万円以上200万円未満	120万円以上210万円未満
第8段階	200万円以上300万円未満	210万円以上320万円未満
第9段階	300万円以上400万円未満	320万円以上400万円未満

- (2) 第1段階から第3段階までに該当する者についての保険料の減額賦課を適用する期間を令和3年度から令和5年度までとするもの
- (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除額を、合計所得金額から控除することとするもの
- (4) 第1号被保険者のうち、基準所得金額が第6段階から第13段階までに該当する者で、令和2年から令和4年までの各年の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれているものは、それぞれ令和3年度から令和5年度までの合計所得金額の算定については、当該給与所得の額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除することとするもの
- (5) 所要の規定整備をするもの